

見附市議会議長 様

令和 7 年 12 月 1 日

見附市議会議員

小坂井 哲夫

## 一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

### 【1】学校給食無償化について

答弁を求める者 市長・教育長

1 今回 12 月議会は来年度予算に向けて要望を予算化する、市民の声を届ける議会と思います。

9 月議会で一般質問に取り上げた学校給食の無償化について改めて質問いたします。

9 月議会以後大きく変化がありました。10 月、高市首相は所信表明で「来年 4 月から実施」すると表明しました。全国で物価高騰に苦しむ児童保護者の声が政治を動かした、その証明がされた出来事だと考えます。

こうした中で 11 月 12 日指定都市市長会が、11 月 13 日全国市長会が学校給食の無償化を全額国費で実施するよう政府に求める「緊急要請」(資料 1)、「緊急意見書」(資料 2) を政府に提出しました。

両市長会が動き出し、無償化を求める波が大きく変化してきています。

いずれも求める主な内容は、恒久的な制度として財源は自治体に負担が生じないよう、必要額全額を国費で賄うこと。地方交付税ではなく直接的財源とすることが謳われています。

資料によれば見附市の小学校学校給食費は 5,688 円 (資料 3) となっていて、全額支援となれば小学生を持つ家庭にとって年額 62,568 円の大きな教育費の軽減につながります。物価高騰に苦しむ家庭にとって大変な援助となります。

ただ懸念されていることは 3,000 億円 (令和 5 年度・文部科学省推計) 以上であろう財源がまだ明らかになっていないことであり、市長会も確保できるのか疑問を持っているところです。

※ 番号のつけ方 (大項目) 123 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイ



この情勢を踏まえ以下について質問します。

- (1) 全国市長会の名で意見書が提出されました。どのような背景があつてのことと考えられているのか。市長の認識をお聞きします。
- (2) この意見書には特別支援学校の名前が出てきていません。当然対象として特別支援学校も含まれての意見書であると判断するのですが見解をお聞きします。
- (3) 来年4月から実施となっている無償化の実施が遅れた場合、義務教育に係る負担低減や保護者のおかれている生活を考えるならば、その間の予算付けをすることが大切なのではないか。見解をお聞きします。
- (4) 国の交付額が見附市の給食費に満たない場合、給食の質や量を落とすことがないようにするべきだが対応をお聞かせください。
- (5) 指定都市市長会からは中学校にも早急に実現することを求めていました。市長は9月の議会でこの問題での答弁で、「義務教育に差があつてはならない」と発言されました。  
中学校に対する国の措置が今回はなくとも「義務教育に差があつてはならない」とする  
なら、第3子に手当していた無償化分を中学校生に充てるべきと思うが市長の考えをお聞かせください。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 安心していきいき暮らせるまちづくりを目指して

答弁を求める者 市長

1 市長選挙告示日に配布された選挙運動用ビラに、市長が二期目に取り組む姿勢として4つの約束が公表されておりました。

その中に、「診療所の誘致や市立病院の医師の確保などにより、地域医療の維持・拡充を図ります」「高齢者の社会参加機会の維持・充実や、認知症になっても共生できる社会の実現を目指します」の2項目が別枠で謳われておりました。地域医療についていえば全世代に大きくかかわることでもあり、地域の医療体制の拡充は重要であります。

(1) 地域の医療体制の維持・充実について

チラシでは「診療所の誘致、市立病院の医師確保などにより地域医療の維持・充実を

図ります」と謳われております。しかし診察を受けたくとも外出できない場合の受診体制、訪問診療の対策も重要視されるべきではないでしょうか。

新たにできた3つの診療所は訪問診療の体制がありません。新たに診療所の誘致が成功したとしても現在の諸事情からすると訪問診療の対応は望めない、そのように思うのです。

まちに多くの診療所（開業医）があって、市立病院に望む診療科が配置され、医師が確保でき、プラスして訪問診療が可能な医療体制があつて医療の充実といえるのではないかでしょうか。訪問医療は重要です。

その意味で、市立病院は大切な役割を果たしていると思います。

市立病院は市内唯一の入院施設を持った医療機関であり、救急の受け入れ体制、訪問診療にも対応している、市民にとって安心できる医療機関となっています。

また、付属している介護老人健康保健施設「ケアプラザみつけ」は要介護者が在宅復帰に向け、機能訓練と医療ケア、入所サービスも行っている介護施設です。

平成4年、当時の市長は市政方針で、病院・老健施設・福祉が一体とな

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

った“医療の里”構想を語られました。「体の健康だけでなく、心の健康、すなわち他をいたわる思いやりを持つことが地域福祉を実現し、ひいては市民一人一人が平等に、主体的にまちづくりに参加できるものと思う」と述べられ、当時でも不採算地域の病院に位置付けられていても、市立成人病センター病院を開設するに至りました。

その3年後に介護老人健康保健施設ケアプラザ見附を開設、市役所の担当部局を集結させて「医療の里」構想を実現してきました。市民の医療福祉を第一に考え、開設に至っていると理解します。

市長が市政を担い二期目に入り、これらの経緯を踏まえ、改めて市立病院・老健施設の存在意義、公立であることの意義をどう考えておられるのかお聞かせください。

ア 訪問医療の必要性についての見解をお聞きします。

イ 市立病院・老健施設の存在意義、公立であることの意義について認識を伺います。

(2) 高齢者の社会参加の機会の維持・充実、認知症になっても共生できる社会の実現には福祉・保健・介護のそれぞれの分野で対応が必要です。

高齢者の日常生活と医療と介護とを結ぶネットワークとして「地域包括ケアシステム」があるものと思います。

厚労省のホームページでは「団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要である」とシステムの構築に向けた取り組みを謳っています。

認知症になっても共生できる社会実現のために以下質問いたします。

ア 「地域包括ケアシステム」構築の実践例として長岡市の例が紹介されていました。小規模多機能型居宅介護事業所が地域に開かれた場所となり、地域の交流の場となっているということです。このような具体的で目に見える取り組みが見附市にあるのかお聞かせください。

\* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

イ 全国的に介護事業所の倒産、休業が続いています。

市内においては、見附の介護と医療を考える会が調査したアンケートによれば「訪問介護事業所を維持していくことが非常に困難になってきた。」「改定前の報酬との差額を補助してもらいたい。」「物価高騰に対する支援を願いたい。」など切実な要望が挙げられ、市内の事業所も存続ぎりぎりで運営している実態が示されました。万が一事業所の閉鎖の事態になれば地域包括ケアシステムに綻びが生じ、サービスの提供に支障をきたすことになります。

何らかの手立てが必要です。来年度予算にぜひ盛り込んでいただきたい。見解をお聞きします。

(3) 政権が代わり、高市首相のもと 11 万床もの病床数を削減させる「医療法改正案」が衆議院を通過しました。中身は都道府県が病床の削減を支援し、その費用を国が負担するという、地域の医療つぶしとしか言えない内容のものです。また日医ワーキングペーパー「令和 7 年病院の緊急経営調査」によれば病院の開設主体、類型、病床規模、地域にかかわらず経営が大幅に悪化。現在の診療報酬では経営が成り立たず、地域医療を維持するための補助金や診療報酬等による早急かつ強力な手当が必要と報告しています。

日本医師会はじめ 43 団体の「国民医療推進協議会」は適正化の名目により医療・介護の財源がこれ以上削減されれば、地域の医療・介護の崩壊は避けられないと令和 7 年度補正予算および令和 8 年度予算編成で“真水”による対応を求める決議を採択しているのです。経営が安定したと思っていた大病院ですら、このままでは倒産の危機を回避できないと訴えています。

市立病院はどうなるのか心配であります。このような状況下であっても市立病院は守るという熱意をお聞きいたします。

地域の医療体制を守ること、地域包括ケアシステムを構築するにおいても医療・介護福祉の改悪につながる法の改正が行われている現状について市長の認識を伺います。

# 学校給食費の無償化に関する指定都市市長会緊急要請

資料①

これまで指定都市市長会においては、いわゆる学校給食費の無償化について、国の責任において、長期的に安定した財源を確保するとともに、地方の意見を十分に聞きながら全国一律の制度を構築するよう求めてきた。

こうした全国一律の制度を構築するにあたっては、適切な栄養摂取による心身の健全な発達や望ましい食習慣の醸成、食文化についての理解促進など、給食が果たすべき役割を十分踏まえることはもとより、地域により給食の提供頻度等に違いがあることや、不登校等の児童生徒への対応など、給食の実情を十分に踏まえた整理がなされたうえで、実務を担う地方自治体に、学校給食費の無償化の目的や制度設計が早期に示されることが必要である。

国においては、令和7年6月13日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、令和8年度予算編成過程において成案を得て実現するとの方針が示され、10月24日に行われた第219回国会における高市内閣総理大臣の所信表明演説においても、「制度設計の議論を進め、安定財源の確保とあわせて来年4月から実施する」と示されたところであるが、新年度まで半年を切るなか、未だ制度設計が示されていないことから、地方自治体においては、具体的な準備に着手することができない状況となっている。

よって、令和8年度からの小学校給食費の無償化の確実かつ円滑な実施、中学校給食費の無償化の早期実施のため、下記のとおり緊急要請し、その実現を強く求める。

## 記

- 1 地方自治体において、既に令和8年度予算編成が始まっているため、地方の意見を十分に踏まえた学校給食費の無償化に係る制度設計を速やかに示すこと。
- 2 学校給食費の無償化については、地方交付税ではなく交付金等による直接的な財源措置を講ずるなど、地方自治体に超過負担が生じることがないよう、恒久的な制度として必要な財源の全額を確保すること。あわせて、その制度設計にあたり、下記の点を考慮すること。
  - (1) 各地域における給食の提供頻度や、アレルギーによる喫食状況の違いなどを十分に勘案し、児童生徒や保護者における受益の公平性を確保すること。
  - (2) 地域ごとの給食の提供体制や食料調達コストの状況、各地域における地産地消や食育の観点などを踏まえるとともに、物価高騰などによる食材価格の変動に対応できる仕組みとすること。
- 3 中学校給食費の無償化についても早期実現を図ること。
- 4 学校給食費の無償化が実施されるまでの間は、物価高騰対策として、重点支援地方創生臨時交付金を拡充するなど、令和7年度補正予算による対応を含めた更なる財政支援を講ずること。

令和7年11月12日  
指 定 都 市 市 長 会

## 学校給食の無償化に関する緊急意見

自民党・公明党・日本維新の会において、現在、「三党合意」（令和7年2月）による「いわゆる給食無償化」の実現に向けて、三党の実務者による具体的な制度設計に向けた本格的な協議が始まられている。

報道によれば、対象を公立小学校に絞り、全国の給食費の平均額を支給する案などの論点も含めた検討が行われ、今後、「国と地方の負担割合も焦点となる」とされている。

本会は、学校給食が多種多様な形で展開している実情がある中で、国等に対し、真に学校給食の無償化を目指し、全国どこの自治体においても格差なく取り組める措置について求めてきたところであるが、こうした観点から議論が行われているのか大変危惧している。

また、全国の公立小学校の学校給食費（食材費に相当する額）の合計額は約3,000億円（文部科学省推計・令和5年現在）とも言われており、現在の物価高騰の影響を踏まえると、無償化に必要な財源はそれ以上の額になるものと見込まれるが、十分な額が確保できるか疑問がある。

仮に、都市自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出すらできない自治体が生じることが想定され、大きな混乱が生じることは必至である。

学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、国の責任において、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求める。

令和7年11月13日

全国市長会

令和6年度

# 学 校 給 食 要 覧

文部科学省が実施している「学校給食実施状況等調査」と併せ、県独自の調査項目を加えて行った調査の結果等を掲載しています。

新潟県教育厅保健体育課

設置者 区分	小学校						中学校					
	学校教員数	予定時間	平均食当数	保育園食費	学校給食費	予定時間	平均食当数	保育園食費	学校給食費	予定時間	平均食当数	保育園食費
(人)	(分)	(円)	(円)	(円)	(円)	(分)	(円)	(円)	(分)	(円)	(円)	(円)
1 新潟市	私	105	327	190	5,652	5,652	56	375	186	6,072	6,072	6,732
2 嘉島市	私	54	330	197	5,609	5,609	27	378	186	6,732	6,732	6,732
3 三条市	私	19	347	193	6,087	4,982	8	389	196	6,914	5,247	
4 油崎市	公	19	310	198	5,580	5,580	11	380	196	6,420	6,420	
5 新潟田市	私	15	325	190	5,619	5,274	10	392	194	6,910	6,452	
6 小千谷市	私	8	345	196	6,128	5,673	5	377	199	6,303	6,348	
7 加茂市	私	6	356	195	6,319	6,319	5	390	195	6,321	6,321	
8 十日町市	公	17	289	198	5,380	5,200	10	350	198	6,287	6,054	
9 見附市	私	8	319	196	5,658	5,658	4	366	200	6,675	6,675	
10 村上市	公	13	315	190	5,446	4,875	7	378	194	6,857	5,970	
11 美市	私	14	327	191	5,679	4,775	5	373	195	6,804	5,667	
12 糸魚川市	公	13	310	197	5,548	5,011	4	370	196	6,576	5,687	
13 妙高市	公	7	300	192	5,225	0	3	350	199	6,332	0	
14 五泉市	私	9	338	195	5,390	5,140	4	383	195	6,789	5,650	
15 上越市	公	47	295	196	5,254	4,887	20	342	201	6,232	5,673	
16 阿賀野市	私	7	310	191	5,379	3,844	4	370	185	6,209	4,195	
17 佐渡市	私	22	333	198	5,986	5,105	13	385	195	6,338	5,662	
18 魚沼市	公	8	319	200	5,787	5,425	5	368	200	6,676	6,313	
19 南魚沼市	公	16	327	203	6,027	5,012	4	371	197	6,655	5,649	
20 船岡内市	私	5	316	191	5,498	4,907	4	370	193	6,301	5,763	
21 聖籠町	公	3	310	195	5,550	4,795	1	363	191	6,300	5,556	
22 弥彦村	私	1	310	187	5,780	0	1	360	190	6,340	0	
23 田上町	私	2	300	197	5,373	4,293	1	355	201	6,487	5,208	
24 阿賀町	公	3	300	193	5,100	0	2	340	193	5,700	0	
25 出雲崎町	私	1	314	200	5,704	3,732	1	379	200	6,383	3,913	
26 湯沢町	公	1	273	202	5,013	0	1	319	201	5,229	0	
27 津南町	公	3	283	200	5,333	5,151	1	350	194	6,172	5,396	
28 刈羽村	私	1	291	200	6,000	6,000	1	355	198	7,000	7,000	
29 関川村	私	1	375	167	5,700	5,700	1	430	174	6,800	6,800	
計(平均)	428	319	194	5,645	4,439	219	370	195	6,545	5,125		

※会計区分の「公」は公会計であり、「私」は私会計である。  
※「平均月額」は年間を通じての収取予定期を1ヶ月で除したものである。

※「年間実施予定期」は各学校の平均である。

※市町村(妙高市、見附市、村上市、聖籠町、阿賀町、湯沢町)では、無償化を行っている。

※一部無償化は、第2子以降で、その市町村が生徒・児童生徒の学校給食費を全額負担することをいいう。

※18市町村(三条市、新潟市、小千谷市、十日町市、村上市、糸魚川市、五泉市、佐渡市、佐渡野市、魚沼市、南魚沼市、

食料費の補助等を行っている。

※各市町村の平均額に高低があるが、これは各市町村により給食内容や年間実施回数が異なるため、これを単純に比べるこことはできない。

みんなでつくろう！  
暮らし満足No.1のまちを

見附市長候補

# 和 い な だ 亮 り ょ う 元



実績を未来につなぐ。

誰もが「このまちで暮らせてうれしい」と実感でき、自然と笑顔があふれる。  
そんな「魅力あふれる見附の未来」を、市民の皆さんとともにつくっていきます。

守ります！

4つの約束

## 1. 活力とにぎわいあふれるまちにします。

- ・Uターンなどの移住や関係人口づくりを戦略的に行い、人口減少対策をより一層進めます。
- ・稼げる農業・商工業へ人材確保・チャレンジ・連携の支援や、企業誘致環境・体制強化を進めます。
- ・市街地周辺の宅地化や、見附駅周辺地域など拠点地域への民間投資誘導に取り組みます。
- ・通学を含むこどもや高齢者などの交通手段について、あらゆる方法の結集で充実を目指します。
- ・地域コミュニティや市民活動などを支えるとともに連携を促し、地域の活力につなげます。

## 2. 未来を担う人を育むまちにします。

- ・こどもを第一に小中学校の再編を着実に進め、体育館や特別教室の空調など環境整備を図ります。
- ・未来につながる「JOBチャレ教育」の充実や、スポーツ・文化活動などの選択肢確保を図ります。
- ・子育て世帯の負担軽減や、働きながら育てられる環境づくりをより一層進めます。
- ・道の駅への大型遊具設置など、こどもや若者の声を踏まえた魅力の創出や誘致を進めます。
- ・若者による地域づくりのチャレンジや、市内高校の魅力づくりを後押しします。

## 3. 安心していきいき暮らせるまちにします。

- ・実態に即した訓練実施や情報発信など、自助・共助・公助による災害時対応能力を一層強化します。
- ・施設の耐震化や水害・老朽化・空き家対策を進めるほか、持続可能な雪対策の充実を図ります。
- ・診療所の誘致や市立病院の医師確保などにより地域医療の維持・充実を図ります。
- ・「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまちづくり条例」に基づく啓発や環境づくりを進めます。
- ・高齢者の社会参加機会の維持・充実や、認知症になつても共生できる社会の実現を目指します。

## 4. 未来に向けた持続可能な市政運営を進めます。

- ・AIなどのDXをフル活用し、市民生活の向上や業務の効率化につなげます。
- ・市の収入増に向けてふるさと納税などの強化をさらに進め、産業振興にもつなげます。
- ・施設と運営両面から公共施設の最適化を進め、財政体质の改善と魅力維持向上の両立を目指します。

証紙